

令和 8 年 9 月 2 日

内部統制室
内線 2152
直通 092-643-3082
担当 武下、黒石

福岡県職員に対する優位な地位又は影響力を利用した不当な要求等の防止に関する条例の制定について

1 制定の理由

職員に対して優位な地位又は影響力を有する者によるその優位な地位等を利用した不当な要求又は働きかけ、威圧的言動その他の職場環境を害する行為を防止し、職員が公正に職務を執行できる環境を確立することにより、県民の信頼に応えた公正な行政運営を確保するため、必要な事項を条例で定めるもの。

2 条例の概要

(1) 禁止行為

職員に対して優位な地位又は影響力を有する者は、その優位な地位等を利用して、不当な要求等を行ってはならない。

(2) 任命権者の責務

任命権者は、職員が不当な要求等を受けることなく公正に職務を執行できるよう、職場環境の整備等を適切に講じなければならない。

また、職員が受ける不当な要求等に関する相談に適切に対応するため、必要な相談体制を整備しなければならない。

(3) 任命権者の対応

任命権者は、不当な要求等の事実を確認した場合、態様に応じた適切な対応を行うものとする。また、事案の重大性や社会的影響から必要があると認めるときは、当該不当な要求等を行った者の氏名や行為の概要を公表するものとする。

不当な要求等を行った者が任命権者である場合は、当該任命権者を補佐する職にある者が対応を行うものとする。

(4) 不当な要求等の防止等に関する必要な事項

不当な要求等の防止及び事案発生時の対応に関する必要な事項については、任命権者が別に定めるものとする。

3 施行期日

公布の日